

新宿区教育委員会会議録

平成29年第2回臨時会

平成29年3月29日

新宿区教育委員会

平成29年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成29年3月29日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時13分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

| | | | |
|-------|---------|----------|---------|
| 教 育 長 | 酒 井 敏 男 | 教育長職務代理者 | 菊 池 俊 之 |
| 委 員 | 羽 原 清 雅 | 委 員 | 今 野 雅 裕 |
| 委 員 | 古 笛 恵 子 | 委 員 | 菊 田 史 子 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 次 長 | 山 田 秀 之 | 中央図書館長 | 藤 牧 功太郎 |
| 教育調整課長 | 木 城 正 雄 | 教育指導課長 | 横 溝 宇 人 |
| 教育支援課長 | 高 橋 昌 弘 | 学校運営課長 | 山 本 誠 一 |
| 文化観光課長 | 橋 本 隆 | 統括指導主事 | 小 林 力 |
| 統括指導主事 | 大 友 文 敬 | 統括指導主事 | 篠 塚 幸 次 |

書記

| | | | |
|----------------|---------|--------------|---------|
| 教育調整課 管理係主査 | 高 橋 和 孝 | 教育調整課 管理係 | 薬 袋 和 明 |
|----------------|---------|--------------|---------|

議事日程

議案

- 日程第 1 第 1 2 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 第 1 3 号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 第 1 4 号議案 新宿区立学校において使用する教科用図書（文部科学省検定済教科書）採択に関する要綱の改正について
- 日程第 4 第 1 5 号議案 学校選択制度の見直し方針の決定と見直し方針（案）に対するパブリック・コメント等の実施結果について
- 日程第 5 第 1 6 号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

報告

- 1 新宿区地域文化財の認定について (文化観光課長)
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、平成29年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、菊池委員にお願いいたします。

なお、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明、報告を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

本日の進行につきましては、初めに日程第5 第16号議案の説明を受け、審議した後、報告1の報告を受け、その後、日程第1 第12号議案に戻って順次進行するものとします。

◎ 第12号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第13号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第14号議案 新宿区立学校において使用する教科用図書（文部科学省検定済教科書）採択に関する要綱の改正について

◎ 第15号議案 学校選択制度の見直し方針の決定と見直し方針（案）に対するパブリック・コメント等の実施結果について

◎ 第16号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

◆ 報告 1 新宿区地域文化財の認定について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第12号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第13号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第14号議案 新宿区立学校において使用する教科用図書（文部科学省検定済教科書）採択に関する要綱の改正について」、「日程第4 第15号議案 学校選択制度の見直し方針の決定と見直し方針（案）に対するパブリック・コメント等の実施結果について」、「日程第5 第16号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について」を議題とします。

それでは、第16号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第16号議案について御説明いたします。

新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録についてです。

1の内容でございます。(1)の新宿区指定文化財の指定が2件ございます。

アとして、内村鑑三終焉の地、イの鈴木三重吉終焉の地でございます。

それから(2)として、新宿区登録文化財の登録についても、2件ございます。アとして、旧源兵衛村の庚申塔(こうしんとう)、それからイとして、市谷亀岡八幡宮の几号(きごう)水準点でございます。

内容については、文化観光課長より説明をいたします。

○文化観光課長 それでは、新宿区指定文化財の指定について御説明いたします。

まず、第1点目が内村鑑三終焉の地(今井館聖書講堂跡)でございます。平成26年3月15日に諮問し、平成29年2月10日の答申でございます。

まず、種別でございますが、指定文化財の史跡でございます。所在地は、新宿区北新宿三丁目10番1号。所有者は、酒井正子、酒井政彦様でございます。

物件の説明をさせていただきます。

キリスト教思想家・聖書学者であります内村鑑三が明治40年11月から昭和5年3月28日に亡くなるまで暮らした住居跡でございます。このところに今井館聖書講堂が併設されておりました。

内村鑑三でございますが、聖書学者としての道を歩みつつも、社会問題にも非常に関心が深く、日露戦争の開戦前夜には、幸徳秋水らと非戦論を唱えたことでも知られております。そのほかにも、教育者あるいは植物学者、ジャーナリスト、社会主義者との交友もありまして、同志社大学の新島襄などとも交流を重ねたという、非常に多分野にわたって活躍をしてきた、文化人でございます。

そして、今井館聖書講堂でございますが、こちらにつきましては、鑑三に感化されました事業家が建てたもので、こちらにその名前をとって「今井」という名前が命名されたものがございます。

この場で、内村鑑三は研究啓発の場として主に活動をしまして、この場に、先ほど申し上げましたいろいろな分野の有望な若者が集まり、一種のサロンのようなものが形成されたと記録・記憶されております。

この内村鑑三は、教会よりも、むしろ聖書ですとか、あるいはキリストの十字架を重んじ

る、そういう人物でございました。

なお、この建物でございますが、道路新設のために、昭和10年に目黒区中根に移築されております。こちらは、現在、NPO法人により公開もされております。

今回の指定の理由でございます。一部の御紹介とさせていただきますが、明治期を代表するキリスト教思想家である内村鑑三が研究あるいは講義を行い、その生涯を閉じた地として、思想上、文化史上、重要な史跡である、こちらが指定の理由でございます。

続きまして、2点目の鈴木三重吉終焉の地（「赤い鳥」社跡）について御説明いたします。平成27年8月28日に諮問し、平成29年2月10日の答申でございます。

種別でございます。指定文化財の史跡でございます。所在地は、新宿区歌舞伎町二丁目23番12号、チェックメイトビル。所有者は、株式会社チェックメイト、代表取締役、藤沢薫様でございます。

物件の説明でございます。小説家・児童文学作家の鈴木三重吉が昭和4年から昭和11年6月27日に亡くなるまで暮らした住居跡で、同じ場所に児童文学雑誌「赤い鳥」の編集・出版を行った「赤い鳥」社と自宅とが位置したところでございます。

鈴木三重吉は、夏目漱石の門下の一員として、漱石宅での「木曜会」などにも参加をしておりました。そこで、漱石にも高く評価されたところをきっかけとしまして、児童文学作品も手がけるようになりました。大正7年に「赤い鳥」を創刊いたしました。「赤い鳥」には芥川龍之介、例えば「蜘蛛の糸」や「杜子春」などというところも有名かと思えます。あるいは北原白秋、こちら童謡の「雨」などが代表作で残っております。島崎藤村ら、現代でも通じている著名人が作品を寄せたものでございます。

「赤い鳥」は18年間にわたり、計196冊を刊行し、学校や地方の青年会などで輪読され、多くの青年に影響を与えたものでございます。

それでは、指定の理由でございます。

三重吉の運動には、多くの子どもたちに芸術性と文学への親しみを植えつけました。また、児童文学・芸術に携わる多くの作家、児童文学者や芸術家を育成いたしました。「赤い鳥」は、日本の近代児童文学の出発点であり、その後の礎となる記念すべき雑誌でございます。この地は、近代児童文学・童謡の発祥・発展の地といたしまして、文学史上あるいは教育史上の重要な史跡でございます。

続きまして、新宿区登録文化財の登録について御説明いたします。

まず1点目でございますが、旧源兵衛村の庚申塔でございます。平成25年8月24日に諮問

し、平成26年12月13日の答申でございます。

まず種別でございますが、登録文化財の有形民俗文化財でございます。所在地は、新宿区西早稲田三丁目24番地、源兵衛共同墓地の中でございます。所有者ですが、一般社団法人源兵衛記念会、代表理事といたしまして、村上清子様でございます。

物件の説明です。

延宝3年、江戸時代の初期でございますが、11月12日、8名の施主によりまして造立されたものでございます。その現物が下のほうに写真で示させていただいております。ちょうど、この柱の一番下のほうには、いわゆる、「見ざる」、「聞かざる」、「言わざる」の三猿が刻まれているのが庚申塔の特徴でございます。高さは104.5センチでございます。

登録の理由でございます。区内では、現在42基の庚申塔が確認されておりますが、その中でも比較的古い時代に造立されたもので、江戸時代の源兵衛村の村持ち墓地の中にございます。庚申塔は一般的には角柱でございますが、こちらは、塔身部が円柱になっており、都内では類例も少なく、非常に貴重で、保存状態も良好でございます。

この地域の江戸時代のあり様、あるいは区民の信仰などを知るための情報として、非常に貴重なものでございます。

続きまして、市谷亀岡八幡宮の几号水準点（水鉢台座）でございます。

平成27年8月28日に諮問し、平成29年2月10日の答申でございます。まず、種別でございますが、登録文化財の有形文化財歴史資料でございます。所在地は、新宿区市谷八幡町15番地。所有者は、宗教法人市谷亀岡八幡宮様でございます。

物件の説明でございます。

几号水準点とは、明治初期に用いられたイギリス式の水準点で、いわゆる高低測量を行うために設けられた基準となる測量点でございます。市谷亀岡八幡宮の几号基準点は、参道右脇に設置されている水鉢の台座に刻印がされております。資料の写真を御覧いただくと、台座に日本語の「不」という文字に似たような文字の几号がついておりますが、これが水準点をあらわすものでございます。

明治20年の「東京実測図」では、現在とほぼ変わらない位置に記号と水準点としまして、現在の尺度で申し上げますと28.7メートルでございますが、これが記載されているものでございます。

登録の理由ですが、東京の下水道設備など都市基盤の整備にこの水準点が活用されたと思われております。新宿区内には、このような水準点が3カ所現存しております。1つは、神

楽坂の善国寺、いわゆる毘沙門天の石虎、虎の石像にあるもの。それからもう1点が、大京町の区道に置かれているものですが、これは先般の調査により、移動されている可能性が高く、文化財として登録はされてございません。

市谷亀岡八幡宮の几号水準点は、設置当初から移動もなく、保存状態も非常に良好でございます。近代土木史上、貴重な文化財でございます。

以上が、今回御審議をお願いいたします指定文化財と登録文化財の説明でございます。

これら文化財の決定後の取り扱いでございますが、教育委員会で議決をいただきました後に告示を行いまして、あわせて警察・消防等の関係機関に通知をいたします。

また、告示後は、所有者に指定書・登録書を交付するとともに、その指定の場所等の付近に文化財の説明板を設置いたします。そのほか、区の広報、ホームページで紹介をするほか、観光ガイドマップにも掲載して、新宿の文化財を広く御紹介していきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○教育調整課長 それでは、最後に第16号議案の提案理由でございます。

新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第5条に基づき新宿区指定文化財に指定し、及び同条例第7条に基づき新宿区登録文化財に登録するためでございます。

第16号議案の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。

それでは順次、それぞれ4件ありますので、1件ずつ御意見、御質問をお願いしたいと思います。

まず初めに、内村鑑三終焉の地の文化財の指定についてですが、御意見、御質問等があればお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 よろしゅうございましょうか。

それでは、次に鈴木三重吉終焉の地（「赤い鳥」社跡）ということですが、これについて御意見、御質問あればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 よろしゅうございましょうか。

では、続きまして、旧源兵衛村の庚申塔でございますけれども、これについて御意見、御

質問がありますでしょうか。

○羽原委員 この庚申塔は子育て地蔵の脇にあるものでしょうか。

○文化観光課長 位置的には子育て地蔵尊、高田馬場のほうから行きますと、右側にあります。

この共同墓地というのは早稲田通りを挟み、神田川沿いのほうでして、距離といたしましては200メートルか300メートルぐらい離れている、そういった位置関係でございます。むしろ新目白通りの近くに位置しているものでございます。

今、委員から御指摘いただきました源兵衛子育て地蔵尊、それからこちらの共同墓地があるあたりは、当時、源兵衛村と称していたところなんです。この地区を開墾された方のお名前を代々残すということで源兵衛村という村の名前がついたということが資料にも残っておりますが、その村の土地の中というところで、両方ともそれぞれの場所に整備されたものであろうと推測されます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにもございますでしょうか。

よろしければ、次に市谷亀岡八幡宮の几号水準点でございますけれども、これについて御意見、御質問があれば。

○羽原委員 毘沙門天も文化財として指定されているのですか。

○文化観光課長 既に指定文化財になっております。

○教育長 石虎は水準点として指定してあるのでしょうか

○文化観光課長 石虎として指定してございます。

○教育長 石虎としてですね。分かりました。

ほかにも何か御質問、御意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第16号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

第16号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告1の報告を受けます。

事務局から説明をお願いいたします。

○文化観光課長 それでは、新宿区地域文化財の認定について御説明いたします。

資料を御覧ください。

新宿区文化財保護条例第17条第1項の規定に基づき、平成29年3月15日付けで地域文化財を認定いたしましたので、御報告させていただきます。

お手元の資料2ページ目を御覧いただけますでしょうか。

40番、41番でございます。この地域文化財制度を平成23年4月1日に創設いたしましたが、それ以来の通算番号というところで番号を付番しているものでございます。

40番、物件名称、有隣園跡でございます。分野は、都市・産業歴史分野でございます。所在地、新宿区西新宿八丁目16番地でございます。所有者は、住友不動産株式会社様でございます。年代につきましては、明治44年から昭和20年まででございます。

物件の説明です。有隣園でございますが、明治44年に創設されました。当時としては珍しい授産所、それから幼稚園、図書館などを兼ねた総合福祉施設でございます。創設者の大森安仁子と、その夫、大森兵蔵、この2人とともに日本人の体位向上のための体育の啓発と指導、それから地域社会奉仕、これらの目的のために社会事業を目指して、この有隣園を創設したものでございます。

なお、この有隣園は活動を続けてまいりましたが、昭和20年5月の山の手大空襲で全焼しまして、再建はされておられません。

有隣園の跡地の写真を資料に載せてございますが、これには民間の団体が顕彰の説明板を既に設置しているところでございます。

続きまして、41番、太宗寺の閻魔大王開帳でございます。分野は、歴史生活でございます。所在地は、新宿区新宿二丁目9番2号でございます。所有者は、宗教法人・太宗寺様です。年代につきましては、江戸時代を起源とするものでございます。

太宗寺では、毎年1月に閻魔堂に安置されております閻魔大王像と、それから奪衣婆像、7月にはこれに加えて、本堂で曼荼羅・地獄変相十王図等の開帳が行われております。また、不動堂では別に安置されております三日月不動像の開帳も行われております。これは江戸時代からの伝統でございますが、毎月1月と7月の15日、16日は江戸時代より正月と盆の16日は「藪入り」と呼ばれておまして、カレンダーがなかった当時は、この藪入りの日が唯一、奉公人の休日だったと言われております。

この日に多くの奉公人がここに集まり、開帳を楽しんだというところになるかと思えます。この日は、俗に「地獄の釜の蓋が開く日」と言われ、閻魔大王や地獄変相十王図のある寺院では、これを開帳し、つかの間の休日を楽しむ人々の参詣でにぎわったと言われております。

太宗寺の閻魔大王開帳は、人々の信仰を集めた内藤新宿の閻魔の信仰の形を知る上で重要な行事でございます。また、江戸時代以来の「藪入り」の風習を今日に伝える年中行事とし、歴史的、民俗的な価値が非常に高いものでございます。

以上2点を新宿区地域文化財として認定したことを御報告させていただきます。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問がある方は、どうぞお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御質問、御意見なければ、報告1の質疑を終了させていただきます。

では、文化観光課長、ありがとうございました。

それでは、第12号議案から第15号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、議案概要を御覧ください。

第12号議案、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

東京都の動向を踏まえ、休憩時間の特例、子の看護のための休暇及び慶弔休暇について、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うものでございます。区長部局でも同様の主旨で改正する内容でございます。

内容については、1として、休憩時間を特例的に短縮し、出勤時間又は退庁時間を変動させる場合の適用条件を緩和するものでございます。通常は、昼の休憩時間が1時間付与されますが、特例的に休憩時間を15分短縮し、その短縮した時間により出勤時間の繰り下げ又は退庁時間を繰り上げる制度がございます。これまでは、小学校3年生までの子を養育する職員を対象としておりましたが、それを、小学校4年生から小6年生までの子を養育する職員についても、適用することとするものでございます。

2として、子の看護のための休暇の取得条件を緩和するものでございます。子の看護のための休暇は、職員が養育する子が病気等にかかり、看護が必要な際に取得することができる休暇でございます。これまでは9歳までの子を養育する職員を対象としておりましたが、10歳から12歳までの子を養育する場合もその取得を認めるなど、対象を拡大するものでございます。

3としては、特別養子縁組の成立前の監護対象者等が死亡した場合の慶弔休暇を5日とするものでございます。

特別養子縁組の成立には、養子となる子を一定期間監護する必要があると思いますが、その期間中に監護する子が死亡した場合に、職員に慶弔休暇を付与するものでございます。

4としては、その他の規定整備でございます。

経過措置としては、子の看護休暇の取得日数等の算出方法の変更などに伴いまして、必要な調整を行います。

施行期日は、平成29年4月1日でございます。

それでは、第12号議案の新旧対照表を御覧ください。

第5条の2第3項第2号を改正し、休憩時間の特例の対象となる子を第3学年から第6学年に変更いたします。

それから、第25条において、職員の親族等と文言を改正することで特別養子縁組の成立前の監護対象者を慶弔休暇の対象とするものでございます。

それから、第29条の2、子の看護のための休暇について、対象となる子の年齢を9歳から12歳に変更するものでございます。

そのほか、規定整備や、改正に伴う様式の改正などとなっております。

第12号議案の提案理由でございます。

休憩時間、子の看護のための休暇及び慶弔休暇について、所要の改正を行うほか、規定の整備を行う必要があるためでございます。

次に、第13号議案でございます。

新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則でございます。

報酬の額等を定める別表を改定するものでございます。改正内容としては、新たに設置された職として、(1)のア、教育指導調査員。学校の管理職経験者が、学校への指導・助言等のほか、指導資料等に係る調査等を行うものでございます。

また、イとして、スクールソーシャルワーカーの職についても新たに設けています。社会福祉士等の資格を有する者が、児童・生徒の支援等を行うものでございます。

それから、教育研究調査員について、その任命状況等を踏まえまして、甲、甲2、乙2及び丙2の職を別表から削除いたします。

また、特別区の人事委員会勧告に伴う一般職員の給料の改定等を踏まえた形で、報酬の額を改定するものとなっております。

施行期日は、平成29年4月1日でございます。

第13号議案の新旧対照表を御覧ください。今回の改正の多くは、特別区人事委員会勧告に

伴う一般職員の給与改定を反映した報酬改定となっております。

その中で、新設がございます。先ほど申し上げた教育指導調査員でございます。

また、スクールソーシャルワーカーについては、これまで教育研究調査員の中の1つの職という位置づけでしたが、今回、独立した職として設けたものでございます。

それでは、第13号議案の提案理由でございます。

教育委員会非常勤職員の職の設置及び廃止並びに報酬の額の改定に伴い、報酬の額を定める別表を改める必要があるためでございます。

続いて、14号議案、新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱の改正についてでございます。

新宿区立学校において使用する教科用図書の採択に関し、所要の改正を行うものでございまして、総括委員長を調査委員会の総括者として位置づけるほか、規定整備を行うものでございます。

施行期日は、平成29年4月1日でございます。

それでは、第14号議案の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正では、調査委員会に関する規定を改正するものでございます。

調査委員会は全体会と国語科や社会科などそれぞれの教科調査委員会により構成されています。これまで、全体会に総括委員長及び総括副委員長を置くものとし、教科調査委員会の委員長の中から選出されていましたが、総括委員長を調査委員会全体を統括する職として規定し、統括委員長が教科調査委員会の進捗管理等を行っていくという改正でございます。

また、この改正に伴い、要綱の規定順の整理を行ってございます。

具体的な改正内容でございます。

第6条第1項第2号において、調査委員会に総括委員長及び副委員長を置くことを規定します。それから第3号については、教科調査委員会は、教科調査委員長1名、調査委員5名をもって組織することを規定しています。続いて、2の委嘱の項目でございますが、第1号では、総括委員長及び副委員長は、校長の中から教育委員会が委嘱すること、第2号では、教科調査委員長は、校長の中から教育委員会が委嘱する旨を規定しています。第3号では、校長を教科調査委員長とすることができない場合は、副校長である教員を委嘱することを規定しています。最後に第4号では、調査委員は、教員の中から教育委員会が委嘱することを規定しています。

第3項では、総括委員長及び副委員長の役割を規定しています。第1号では、総括委員長

は、調査委員会を統括する。第2号では、副委員長は、総括委員長を補佐し、総括委員長に事故があるときはその職務を代理する。

第4項では、調査委員会の役割として、調査委員会は教科別に全ての教科用図書についての調査を行い、調査資料を作成の上、審議委員会に報告するとしてございます。

それでは、第14号議案の提案理由でございます。

新宿区立学校において使用する教科用図書の採択に関し所要の改正を行う必要があるためでございます。

次に、第15号議案、学校選択制度の見直し方針の決定と見直し方針（案）に対するパブリック・コメント等の実施結果についてでございます。

学校選択制度見直し方針として、小学校の学校選択制度は「廃止」する。

中学校の学校選択制度は「維持」する。ただし、中学校の学校選択制度について、今後の新入学生徒数や人口動態、また社会状況等の変動があった場合には、見直しを行うというものです。

それから、見直し方針（実施時期）について。平成30年度の区立小・中学校の入学に反映するというものでございます。

学校選択制度の見直し方針の決定と見直し方針（案）に対するパブリック・コメント等の実施結果については、学校運営課長から説明いたします。

○**学校運営課長** それでは、資料を御覧いただけますでしょうか。

学校選択制度の見直し方針の決定と見直し方針（案）に対するパブリック・コメント等の実施結果についてでございます。

学校選択制度の見直し方針につきましては、去る1月6日に方針案を報告させていただきました。それに基づきまして、パブリック・コメント、また、地域説明会を開催いたしました。学校選択制度は、特色ある教育活動、開かれた教育活動を推進することを目的に、平成16年度より導入してまいりましたが、12年が経過した中で、未就学児の増加傾向や子どもの安心・安全への配慮の高まり等々、新たな課題が生じてきております。

こうした時代に対応した教育環境を整備する必要性が生じたため、昨年5月に学校選択制度検討協議会を立ち上げまして、学校選択制度について諮問を行い、平成28年11月15日に同協議会から教育長が答申を受けました。その答申に基づきまして、学校選択制度の見直し方針（案）を策定し、パブリック・コメントを実施したといったところでございます。その結果を踏まえて、見直し方針を今回決定するものでございます。

まず、パブリック・コメント等の実施結果から御説明申し上げたいと思います。

パブリック・コメント等の実施結果の概要の資料を御覧いただけますでしょうか。

パブリック・コメントの実施期間といたしましては、平成29年1月15日から2月15日まで1カ月間実施してございます。

意見提出者及び提出方法については、ここに記載のとおりでございます。意見提出者28名。ここに記載のとおり的手段で出されてございます。

それから、意見数及び意見項目については、54件でございます。意見項目の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

意見の方針への反映等でございますけれども、今回の方針への反映等はございませんでしたけれども、今後の参考とするものが4件、意見として伺うものが31件、質問に回答するものが19件の計54件でございます。

次に、地域説明会でございます。

これもパブリック・コメント実施期間中の1月24日から2月14日まで、各地域センター10カ所で実施いたしました。

出席者数については、全部で120名、意見数は57件でございます。意見項目の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

いただいた意見について方針への反映等でございますけれども、方針そのものに反映はいたしません、意見として伺うが3件、質問に回答するが54件、計57件でございます。

続きまして、パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方につきまして、御説明申し上げたいと思います。

パブリック・コメントの件数が54件でございますので、ご紹介できる範囲でお話しいたします。

まず、今後の参考とするというものが4件ほどございますので、そこからお話しさせていただきます。

学校選択制度の方向性で、学区域の家庭から不満のないようにということで、2点ほど御提案がございました。入学者交流会の開催、同じ学校に通う予定の親子と入学前に交流機会があれば、不安解消になるという御意見です。

それから、2点目が小学校と保育施設の関係ということで、これに対しまして、「今後の参考といたします」として、現在においても、入学前の保護者会等に際して子ども向けに遊びや学びをするということで、子どもたちが連帯感、充実感を体験して、小学校入学に向け

て意欲を高めていくことができるようなプログラムを実施してございます。

また、保護者に対しましても、小学校入学という家庭の転換期で、親としての役割を確認するワークショップ等を行うという入学前プログラムを行ってございます。御意見のとおり、不安解消にはこうした取組が大切ということは十分認識しておりますので、今後もしっかりと取り組んでまいりたいという考え方でございます。

それから、2点目の学校施設内の保育施設の設置についてのところでございます。

保育ルームが敷地内にある学校もございます。これは、待機児童解消の対策の1つとして始めたものですが、学校施設利用のルールを定めているところで、施設利用に当たっては、一定の制約があると思っています。そこは御理解いただければと思います。

ただ、小学校に通う児童・保護者と、保育施設を利用するお子さんと保護者双方が一定のルールの中で快適な学校生活、園での生活を送っていただけるように、今後も努めていくといった回答をしてございます。

それから、次の6ページの27番でございます。

こちらは、今回の見直し方針案については賛成するが、中学校の魅力ある学校づくりに努めていただきたいというところでございます。ここにございますように、中学になりますと、一定の生徒が国立、私立学校に進学してしまう。この方の御意見では、「子どもの貧困」の観点からも、「地域の子どもは地域で育ていく」という観点からも、教育委員会全体として魅力ある学校づくりに、さらに努めていってほしいというところでございます。これにつきましては、中学校に進学するに当たっての、国私立学校への進学状況は御指摘のとおりでございます。

各中学校におきましては、特色を生かした教育活動、部活動、開かれた学校づくり等を進めており、学校公開、学校説明会、入学対象者への学校案内冊子、さまざまな媒体手段を通じて、各中学校の特色、その魅力を積極的に情報発信していくということを今後も努めてまいりたいという回答をしてございます。

それから、8ページの34番でございます。

指定校変更制度へ一本化するのであれば、親の希望を可能な限り尊重し、受け入れ可能な学校は選択可能とするなど、学校選択制度の要素も組み込んだ案にしてほしい。選択の可否の結論を極力早い時期に出していくようお願いしたいという御意見でございます。

これに対してですが、現在の指定校変更制度については、指定校に通うことができない事由として、「健康的な理由」や「距離」、「兄弟姉妹が指定外の学校へ就学する」など、9

つの許可基準として個別に審査を行ってございます。

今後の指定校変更制度につきましては、この答申の内容を踏まえ検討を行ってございますけれども、申請の受け付けに際しましては、指定校に行けない事情等も個別に伺ってまいりまして、見直し後の制度の内容については、学校案内冊子の配布時期に合わせ、なるべく早く周知させていただくということで、就学する学校を確定できるようにしてまいりたいと回答してございます。

続いて、11ページの44番です。パブリック・コメント提出期間に余裕を持たせて地域説明会を実施してほしいといったものです。

先ほど御紹介しましたように、パブリック・コメントの期間は、1月15日から2月15日としており、地域説明会の日程で最後のほうは2月13、14日で、パブリック・コメントの提出期限の間近になっておりました。この辺は会場確保等の関係もございませけれども、パブリック・コメントの募集を行う際の地域説明会の開催日時の設定については、意見をくださる区民の皆様可能な限り御負担にならないように、日時の設定を検討してまいるといった回答をしてございます。

それから、地域説明会における御意見のところでございます。こちらにつきましては、「御意見として伺う」が3件で、その他は質問に回答するというものです。本日は、3件の御意見について御紹介したいと思います。

1ページ目の2番についてでございます。お子さんの希望で学校を選択した保護者の方からのご意見でございます。体育系の部活はどこが有名か分かりやすいが、文化系の部活動は情報が入りにくい。こういう状況にあって、学校案内冊子があつて本当によかったといったところでございます。また、小学生では危険もあるが中学生では電車での通学もでき、選択できることが新宿区の良い特徴と考えている。子どもは学区域以外を知ることもよいと思っており、選択ができるのであれば、学校選択制度は残していただきたいといったものでした。

これに対しては、アンケートの結果の中でも小学校と異なる傾向が見られていること。また、成長発達段階も異なり、中学校では、御意見をいただいたように、部活動の選択などの判断力や体力も出てくる。そういった中で、中学校の学校選択制度を継続としているところでございます。

学校案内冊子につきましても、小学校の学校選択制度が廃止になつても、各学校の特色をよく知っていただくということが重要でございます。学校選択制度の廃止・継続にかかわらず、しっかりと取り組んでいく、引き続き充実したものにしていくといったところでござい

ます。

それから、次に2ページの8番でございます。こちらは、保育園長として小学校に子どもを送り出す立場としてのご意見でございます。小学校の学校選択制度が見直されて廃止することは意にかなったということでございます。日ごろの保育活動の中で、子どもを通学区の小学校に通わせることが一番良いという、この方の考え方と、今回の教育委員会の考え方は合致しているということでございます。

次が8ページの48番でございます。これも学校公開と学校案内冊子に対するご意見でございます。学校案内冊子が8月に配付されるが第1回の学校公開に間に合わないこと。また、4歳児の段階で学校案内冊子を配付できないかといったものでございます。

こちらに対しては、学校案内冊子では、教育目標、活動、それから児童・生徒数の最新の情報を掲載するため、現在の発行時期となっていること。

また、4歳児の時点での配付については、学校や予算との兼ね合いがあることから別途研究してまいるといった回答となっております。

それでは、資料冒頭にお戻りいただけますでしょうか。

先ほどの記書き以下の1番でございます。こういったパブリック・コメント等の実施結果を踏まえまして、見直し方針を、(1)小学校の学校選択制度は「廃止」する。(2)中学校の学校選択制度は「維持」する。ただし、中学校の学校選択制度については、今後の新入学生徒数や人口動態、また社会状況等の変動があった場合には、見直しを行う。(3)見直し方針(実施時期)については、平成30年度の区立小・中学校の入学に反映する。とするものでございます。

2のパブリック・コメント等の実施結果については、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

3として、今後のスケジュールでございます。本日、お諮りしている見直し方針(案)について決定をいただければ、4月12日に開催いたします文教子ども家庭委員会を報告しまして、4月15日の「広報しんじゅく」で「見直し方針」を公表するといったところでございます。

4のその他でございますけれども、答申で触れられた指定校変更制度の運用については、答申の趣旨を踏まえて、平成30年度の区立小・中学校の入学に向けて、申請時期を検討するとともに、「学校案内冊子」の配布にあわせて、十分な周知を行っていくというところでございます。

説明は以上でございます。

○教育調整課長 それでは、第15号議案の提案理由でございます。

新宿区学校選択制度検討協議会答申及び学校選択制度の見直し方針（案）に対するパブリック・コメント等の実施結果を踏まえ、学校選択制度の見直し方針を決定する必要があるためでございます。

第12号議案から第15号議案までの説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、説明が終わりました。

まず、第12号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○羽原委員 十数年ぶりの改正ということで、内容も良いかと思えます。休憩時間の取得対象を小学校3年までから6年生までとしたというのは、社会状況の変化を読み込んだということでしょうか。いいことだなと思いつつ、説明があればお願いします。

それから、子の看護休暇に関連して、親の介護的なことについて、長時間にわたることはできないにしても、一時的な緊急事態というようなときもあるでしょうから、子どもだけでいいのかなと感じました。こちらについても御説明があればありがたいです。

○教育指導課長 今回の改正は、休憩時間、また、子の看護のための休暇及び慶弔休暇についての規定の整備です。介護が必要な職員に対しては、前回の教育委員会の際に介護時間の取得であるとか介護休暇を分割してとれるようにするといった点について規則改正を行わせていただいたところです。今回は、今まで休憩時間の特例について小学校3年生までを適用条件としていたものをより幅を広げて休みやすくするようにする。また、休暇の取得を暦年で管理していたところを年度管理に変更することで、学年の進行に合わせて休めるようにする改正です。こうした改正によって、職員が休みやすくなる環境を整えることができると考えています。

○教育長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 はい。

○教育長 第12号議案についてはよろしいでしょうか。

御質問等なければ、第12号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 では、第12号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第13号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

非常勤職員の報酬に関する規則ですが、いかがでしょうか。

○羽原委員 教育委員会の産業医という職、それから教育委員会の審理員という職、その職務について聞きなれないものですので御説明いただければと思います。

○教育長 どのような職務であるのかということでしょうか。

○羽原委員 どこに所属する職員なのでしょう。

○教育調整課長 まず、産業医につきましては、教育調整課の所属になっております。区役所第一分庁舎の8階に職員の健康管理室がございますが、そこで勤務をしています。毎日出勤していただくものではございませんが、随時、学校を訪問し職員の健康状態を確認する、また、健康相談等を行っていただいております。さらに、今年度からは、ストレスチェックにも携わっていただいております。このほか、法に基づき設置する安全衛生委員会への出席というのがあります。こちらについては、学校安全衛生期間がございまして、教職員、学校事務、用務職等の集まる機会に来ていただき、法定の産業医として、その場でいろいろな御意見をいただくといった、職員の健康管理に当たる職務でございます。

○教育長 続いて、審理員についての説明をお願いします。

○教育調整課長 これまでは、区が行った行政処分に対して不服申し立て等があった場合には、区長や教育委員会といった、その処分を行った処分庁だけで処理をしていました。しかし、法改正により、処分庁による判断だけではなく、処分庁と申立人との間に立ち、不服申し立てについて公平な処理ができるように設置された職務でございます。こちらは、常設の職ではなく、不服申し立てが提起された際に人選する、具体的には弁護士の方に依頼するといったものでございます。

○羽原委員 学校医は、地域の医師にお願いしていますが、産業医の方はこういったところからどのような形で来ていただいているのか。また、非常勤なのか常勤なのか、どういう立場なのか教えてください。

○教育調整課長 今現在の産業医の方は、病院での勤務経験を経て、勤務していただいております。厚生労働省の動き等もよくご存じの方で、非常勤として来ていただいているというものでございます。

○羽原委員 つまり、定年後の医師といった意味合いでしょうか。菊池委員のようにご自身が日常的に行う診察で忙しい先生が引き受けるわけにはいかないでしょうし。非常勤といっても、どういう形の先生がいらっしゃるのでしょうか。

○教育調整課長 現在お願いしている方は、ほかでも勤務されているかもしれませんが、常勤

で医師として勤務しているという方ではございません。

○**菊池教育長職務代理者** 少し補足します。恐らく、こういう教育委員会のようなところで産業医をされる先生は、労働コンサルタントという資格を持っていらっしゃる方ではないかなと思います。そうした方は、産業医のプロで、いろいろな企業などの産業医を掛け持ちされている方もいらっしゃいます。企業専属の常勤の産業医の方というのもいらっしゃいますが、それとは別に、いろいろなところを掛け持ちされている、そういうプロの産業医の先生たちもいます。そうした方々は、常勤ではありません。私も産業医を引き受けていますが、昼休みに訪問したり、労働安全衛生委員会に出たりといったことをしています。また、職員にメンタルの問題があったときには相談に乗ったり、職員面接をしたりといったことをしています。今お話しされている教育委員会の産業医の方も多分同じで、もう少し専門的な先生が選ばれていらっしゃるのだと思います。

○**教育長** 現在、教育委員会でお願しているのは、企業や大学で産業医の経験がある方をお願いしています。

○**羽原委員** 都市部に医師はいるにはいますが、医師が足りない中でこういう特定の職についていただける医師がどういった方なのかと、少し疑問に思いましたので確認しました。

○**教育長** なお、新宿区の区長部局においては、教育委員会とは別に産業医の方がいらっしゃいます。

ほかに御質問等ありますでしょうか。

○**菊田委員** スクールソーシャルワーカーについて、児童・生徒の支援等をより柔軟に行えるようにするため、立場を変えるということで、非常に望ましいと思います。多分、今までは先生方のサポートをするという位置づけでスクールソーシャルワーカーは置かれていたと思いますけれども、保護者と直接面談する、あるいは、子どもと直接に面談するということを想定していらっしゃるのでしょうか。

○**教育指導課長** スクールソーシャルワーカーにつきましては、今まで1日の勤務時間が6時間であったものを、今回、7時間の勤務時間にできるようになりました。その背景は、サポート会議などが、教員の職務が終わる、あるいは関係機関の方々を一堂に会してとなるため、どうしても夕刻からの開催になってしまう状況でございます。そのため、勤務時間をずらすといった対応していたのですが、学校から午前中に子どもたちの様子を見てほしい、といった要望もございますので、そういった学校のニーズに幅広く対応できるように、勤務時間を延長しました。

面談につきましては、子どもや保護者と直接面談するというよりも、サポート会議の中で関係機関とつなぐという意味合いで、スクールソーシャルワーカーがさまざまな観点から助言をし、具体的には子どもの対応・保護者の対応は、その関係機関もしくは教員が行うという状況です。

○菊田委員 なるほど、分かりました。ということは、最初に問題を察知するのは学級の先生ということになりますね。理解しました。

それからもう1つ伺いたいのは、今の点について、スクールソーシャルワーカーの勤務時間を7時間にしたということでしたけれども、スクールカウンセラーも同じような問題があると認識しています。スクールソーシャルワーカーと同じようにケース会議に出ただいたほうがいいのではないかなと私は思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○教育指導課長 スクールカウンセラーも、ケース会議に出ている学校もあります。お子さんや保護者との面談をしている場合には、多くの場合、参加しているという実情があります。

○菊田委員 スクールカウンセラーは、都が配置するスクールカウンセラーと区が配置するスクールカウンセラーが一日交代ぐらいで学校に勤務されていると思いますけれども、都のカウンセラーと区のカウンセラーが連絡をとり合うということがなかなか難しいということを伺いますが、そのあたりは、制度としてはどのようにお考えでしょうか。

○教育指導課長 現状では、区のカウンセラーが週2日、都のカウンセラーが週1日勤務しております。面談する場合には、大体、お子さんとの相性なども考えて、1度面談した後に継続していくのか、それとも都のカウンセラーもしくは区のカウンセラーに変更するのかを定める状況がございます。

スクールカウンセラー同士の連携の部分ですけれども、スクールカウンセラーは毎回日誌をつけていますので、その日誌を通して情報共有をしています。また、校内に教育相談担当の教員がおります。多くは養護教諭であったり、学校の教育相談担当の教員ですので、都のカウンセラーが聞いた内容を区のカウンセラーが出勤したときに、資料とともに補足の説明をしたり、お子さんの状況を説明したりするなどして校内での相談に当たったり、子どもたちの様子を観察したりというのが実情でございます。

○菊田委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○羽原委員 念のためお聞きします。スクールソーシャルワーカーの勤務時間が1時間延長さ

れるのは、超過勤務となるのでしょうか。報酬の額が変わっていないようですので、どこで金額が変わるのかと思いました。

○教育指導課長 報酬につきましては、ここには記載していませんが、6時間勤務のときには月額20万4,300円でした。

今回の金額は、7時間勤務になったときの金額で、4月から23万8,000円になるというものです。

○羽原委員 幾ら上がったのかというのが、勤務形態と報酬の関係が変更前との対比で分かりづらいですね。

○教育長 新旧対照表では分かりづらいのですが、今回の改正で、スクールソーシャルワーカーを教育研究調査員から切り離して、独立した職としています。そのため、新旧対照表ではスクールソーシャルワーカーの職が新設という表記になっていますが、こちらは、7時間勤務として算定した報酬額になっています。

○羽原委員 独立した職にしたので新設になるわけですね。分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、第13号議案について御質疑なければ、お諮りいたします。

第13号議案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

次に第14号議案について、御意見、御質問あればよろしくお願ひいたします。

○羽原委員 実態の変更はなく、条文の変更ということでよろしいでしょうか。

○教育指導課長 実態の変更はほとんどありません。総括委員長や副委員長が各調査委員長では、各調査委員会の妥当性などが確認できないため、別個で位置づけるというものです。

○羽原委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

第14号議案について御質問なければ、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

次に、第15号議案をお諮りいたします。

御意見、御質問あればよろしくお願ひいたします。

○今野委員 全体の議案については以前から議論しているとおりですけれども、妥当な結論になったと思っております。

今度の結論にかかわって、これまで行ってきた指定校変更の制度が非常に大事になってくるわけです。全般的な見直しとして、これから具体化されていくと思っておりますけれども、一般市民の方が見て適用になるかどうかということがとても大事なところになります。難しい点があるのかもしれませんが、基準を読んで適用になるかどうか概ね分かるように、ぜひ工夫していただいて、分かりやすい仕組みにさせていただきたいということを一言言わせていただきます。

○学校運営課長 今野委員から貴重な御意見をいただきました。

私どもも説明会において、そういった御意見を頂戴しております。今野委員のご意見も含めて、今後の指定校変更制度を見直して、十分な措置を図ってまいりたいと考えてございます。

○教育長 ほかに御意見、御質問ありますか。

○菊田委員 学校選択制度と直接に関係はありませんが、このパブリック・コメントの全文を読ませていただくと、保護者の方が、どこの学校で6年間の成長をさせたらいいのだろうかということを重視して、学校選択制度について、小学校廃止ということで決められたと思います。でも、これから学校に通わせる保護者の方は、自分の子どもが学校に行って、ちゃんと帰ってこられるのだろうかということをまず、物すごく御不安に思っているというところがパブリック・コメントを通して分かると思います。そのときに今後の6年間を考えると、学校と保護者の信頼関係を最初の段階でしっかりとつくるために、校長先生が学区域についてしっかりと把握をしていないと、そこで信頼関係が揺らいでしまいます。校長先生にはぜひ学校を周知していただくとともに、学区域の状況についてよく熟知していただいて、お子さんの安全をここで確かに守りますよというようにお声をかけていただけるといいのではないかなと思います。

○教育指導課長 確かに、子どもたちの登下校については、保護者の方、特に新1年生の保護者の方は、不安に思っていると思います。入学当初には、春の交通安全週間がありますので、そのときには地域の方も多く見守ってくださいますし、教員もつじつじに立って安全な登下校を見守る体制をとるなど、交通事故などないように、しっかりと見守っていくようにしてまいりたいと考えております。

○菊田委員 よろしく申し上げます。

○教育長 新任の教職員の方々には、学区域の様子を熟知するようにはかねてから
お願いをしています。小学校は学区域が大通りで分かれていないところなどがたくさんあり
ますので、先生方は、自分たちの学校に通う子どもたちがどこから通ってきているのかが分
からないといけないと思います。そうしたことについては研修等を通じて十分注意していき
たいと思います。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしいでしょうか。

なければ、第15号議案をお諮りいたします。

第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 2 その他

○教育長 次に報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 4時13分閉会